

介護職員処遇改善支援補助金 Q & A

★：2月17日追加分

令和4年2月28日時点

2月28日追加分は最後のページへ

○賃金改善全般について

Q 1 令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金等での対応も可とされているが、その場合、どの程度の賃金改善を行っている必要があるか。

A 1 毎月ごとに賃金改善額が補助額を上回ることを求めるものではないため、令和4年2月分及び3月分として見込まれる補助金額のすべてを、令和4年2月分及び3月分の賃金改善に充てる必要はない。
ただし、賃金改善実施期間全体で、補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、計画的に賃金改善を行っていただきたい。

★ Q 2 令和4年2～3月の一時金の取扱いは、会計上、「経費」ではなく、「給与」処理が前提であり、一時金支給の規定が必要か。

A 2 お見込の通り。

Q 3 「○月分の賃金改善」というのは、「○月に支払われる賃金を引き上げる」ということか。

A 3 賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、「○月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「○月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。
(例：現行の処遇改善加算による賃金引上げが1か月遅れで支払われている場合は、今回の処遇改善による賃金引上げも1か月遅れとする等)

★ Q 4 Q 3に関連して、当法人の現行の処遇改善加算に対応する賃金改善の支払は2か月遅れ(4月加算分については6月給与にて支払)で対応している。令和4年2・3月分補助金に対応する改善給与支払いは、現行の処遇改善加算に合わせ、2月分は4月支給、3月分は5月支給で良いか。

A 4 賃金改善の支払時期については、従来の処遇改善加算と同様、2か月遅れで良い。

★ Q 5 Q 3に関連して、法人の給与規定によって給与の支払月がサービス提供月の2か月後である場合、令和4年2月分の賃金改善額の支払いが令和4年4月となっても、当該補助金の要件を満たすことができるのか。

A 5 法人の給与規定等に基づいて、2月、3月サービス提供分の賃金の支払が4月以降となっている場合は、令和3年度中に賃金改善としての支払が無くても構わない。
(一時金であっても同様)

- ★ Q 6 共生型サービスの場合、「介護職員処遇改善支援補助金」及び「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の両方で申請可能か。
- A 6 現行の処遇改善加算と同様に可能。
- ★ Q 7 「令和4年2月～9月の賃金引上げ分」とあるが、補助金の支給は9月までか。10月以降はどのような対応になるか。
- A 7 補助金は、令和4年2月～9月の賃上げ分について交付される。令和4年10月以降の対応については、「令和4年10月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について」（令和4年1月19日付け事務連絡 **添付1**）により、「臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じること（補助金と同様の要件で、新加算の創設）」とされている。
- ★ Q 8 令和4年10月からの処遇改善加算の内容によっては、職種により賃金改善額が減ってしまう恐れがあるが、ベースアップした分を減額、もしくは廃止しても問題ないか。
- A 8 当該補助制度は、介護職員の賃上げ効果を継続させることが目的であり、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件としている。そのため、補助制度終了後の令和4年10月以降も当補助金によるベースアップ分は維持していただく必要がある。
- なお、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置について、現在、社会保障審議会介護給付費分化会で議論されている。（詳細はA7記載の事務連絡を参照）

○ベースアップ等に係る要件について

- ★ Q 9 給料をいくら引き上げれば良いか。
- A 9 国の想定では常勤換算1.0人あたり9,000円/月程度、引き上げるとされている。実際には職員数に関係なく、毎月の総報酬額にサービス別の交付率を乗じた額が支給されるため、過去の報酬請求実績から交付金支給額を試算した上で、賃金引き上げの対象人数を勘案して、引き上げ額を決めることになる。
- なお、計画書提出の際に、令和3年2月～9月における対象職員の賃金総額を基準額として、令和4年2月～9月までの賃金総額（見込額）の差額が、補助金支給総額（見込額）を上回ることが必要となる。
- ★ Q 10 「対象事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額」とあるが、事業所として9,000円の賃上げを行う必要があるか。
- A 10 全国平均で収入の3%程度引上げに相当する額として、「月額平均9,000円」が設定されている。実際に事業所が賃上げをする額としては、「交付率により算出された補助額」がベースとなるため、必ずしも「9,000円の賃上げ」になるとは限らない。

★Q11 「対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給」とあるが、どのように交付率が設定されているのか。

A11 交付率は、「介護サービス種類ごとの介護職員数に応じて、月額平均9,000円相当の額を交付できるように」設定されている。

Q12 令和4年2月分から賃金改善を行うことが交付要件とされているが、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応したとしても、4月分以降は毎月賃金改善を行うことが必要か。

A12 本補助金については、賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てることを交付要件としている。

そのため、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応した場合であっても、令和4年4月分以降は、ベースアップ等による毎月の賃金改善を行うことが必要となる。

（令和4年3月からの賃金改善は、就業規則等の改正が間に合わない場合に限った例外として認められるものであり、その場合は令和4年2月支給分も含めた賃上げをする必要がある。）

Q13 ベースアップ等による賃金改善を開始した後に、利用者が想定よりも増えるなど、補助金の受給額が計画書作成時の見込額を上回り、ベースアップ等に充てるべき額が増加した場合、必要に応じて再度就業規則等を改正し、基本給又は決まって毎月支払われる手当を更に引き上げることが必要か。

A13 お見込のとおり。

Q14 時給や日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げにあたるか。

A14 基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げに当たる。

Q15 令和4年2月及び3月に一時金で賃金改善を行った場合、同年4月から9月までの6か月間においてベースアップ等に係る要件を満たしていればよいか。もしくは、同年2月から9月までの8か月間全体で当該要件を満たしている必要があるか。

A15 令和4年2月及び3月に、ベースアップ等以外の賃金項目について賃金改善を行った場合であっても、同年2月から9月までの8か月間全体の賃金改善額の3分の2以上はベースアップ等に充てられている必要がある。

Q16 ベースアップ等に係る要件については、「介護職員」と「その他の職員」のグループごとに満たす必要があるか。

A16 お見込の通り。

Q17 賃金改善実施期間における賃金改善額について、「当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる」とされているが、法定福利費等の事業主負担の増加分は、ベースアップ等による賃金改善に含めてよいか。

A17 法定福利費等の事業主負担の増加分については、ベースアップ等による賃金改善には当たらないが、介護職員処遇改善加算等と同様に、ベースアップ等に充てた額以外の分として賃金改善に含めることは可能である。

Q18 賃金改善額の3分の2以上をベースアップ等に充てることが要件とされているが、ベースアップ等に充てた額以外の分について、用途制限はないのか。

A18 賃金改善実施期間全体で、補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充てなければならない。

★ Q19 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。固定した額なのか。

A19 決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

なお、毎月必ず支払われるものであれば、額が変動しても差し支えないが、支払われない月が生じるものは認められない。賃金改善額の残り1/3は、一時金等による改善、例えば夜勤手当に充てることも可能。

Q20 就業規則等の改正が間に合わず、本年4月以降にベースアップ等による賃金改善が実施できない場合は本補助金の対象外となるのか。

A20 お見込の通り。

★ Q21 補助金の算出基礎となる介護報酬総単位数には、処遇改善加算及び特定加算の額が含まれるのか。

A21 処遇改善加算及び特定加算の額が含まれる。

（具体的な補助金の算出方法 ※現時点）

$$1 \text{ か月あたりの介護報酬総単位数} \times 1 \text{ 単位の単価} \times \text{サービス別交付率} \\ (\times 8 \text{ か月分})$$

○対象職員について

★ Q22 対象とする介護職員とその他職員との比率は定められているか。

A22 今のところ、賃金引上げの対象職種において、介護職員とその他職員との比率は定められていない。

★ Q23 介護職員の中に賃上げを実施しない職員がいても問題ないか。

A23 問題なし。

★ Q24 公立の施設で働く会計年度任用職員の介護職員に、本補助金を支給しても問題ないか。

A24 問題なし。

Q25 その他の職員の範囲は、事業所の判断で決められるのか。また、介護職員とその他の職員について、配分割合等のルールは設けられているか。

A25 その他の職員の範囲は各事業所においてご判断いただきたい。また、本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で介護に従事していない職員の取扱いについては、**2019 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (令和元年 7 月 23 日) 問13 添付 2**を参照されたい。

なお、その他の職員にも配分を行う場合は、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。

★ Q26 法人の裁量で介護職員とその他の職員の配分額を決めても問題ないか。

A26 問題ないが、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をする必要がある。

★ Q27 補助金について法人単位で申請することが想定されているが、事業所間で融通の上、分配することは可能か。

A27 同一の設置者・事業者が運営する他の事業所・施設（介護職員処遇改善支援補助金の対象である事業所・施設に限る。）における賃金改善に充てることができる。

○その他の要件について

Q28 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）について、いつの時点で算定している必要があるか。

A28 令和4年2月サービス提供分以降について、指定権者に対し当該加算の届出をしている必要があり、令和4年2月サービス提供分について同加算を算定していない事業所については、本補助金の対象とはならない。

Q29 介護予防・日常生活支援総合事業について、現行の介護職員処遇改善加算を算定する枠組みがない市町村もあるが、現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していなければ、本補助金の支給対象にはならないか。

A29 介護給付サービスにおける介護職員処遇改善加算と同様の加算が当該市町村において設定されており、事業所が当該加算を算定している場合は対象として差し支えない。

- ★ Q30 上記Q29に関して、交付率はどうなるのか。訪問型の場合は訪問介護と同様、通所型は通所介護と同様で良いのか。
- A30 介護職員処遇改善加算と同様の加算が、介護予防・日常生活支援総合事業においても当該市町村にて設定されている場合は、支援補助金交付率についても訪問介護および通所介護と同様の交付率となる。（「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱」（案）表1参照）
- Q31 原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施することが要件とされており、本年3月以降に新規開設する事業所は令和4年2月分の賃金改善を行うことができないが、本補助金の対象となるか。
- A31 本年3月以降に新規開設する事業所については、その他の要件を満たす場合には、本補助金の対象となる。（4月以降の新規開設においても同様）
- Q32 以下の①から③に該当する事業所について、本補助金の対象となるか。
- ① 令和4年2月分の賃金改善を実施したが、同年3月に事業所を休廃止した場合
 - ② 令和4年2月分から4月分まで賃金改善を実施し、同年4月に処遇改善計画書を提出したが、同年4月末に事業所を休廃止した場合
 - ③ 令和4年2月分から5月分まで賃金改善を実施し、同年4月に処遇改善計画書を提出し、同年5月に交付決定が行われたが、同年5月末に事業所を休廃止した場合
- A32 ①の場合は、交付申請時に事業所が存在しない、又は休止中のため、対象とならない。
また、②及び③の場合は、当該事業所に実績報告書の提出を求め、本補助金の支給要件を満たすことが確認できた場合には、対象となる。
- Q33 令和4年3月分から本補助金の対象とすることは可能か。
- A33 令和4年2月分から賃金改善を行うことや、令和4年2月サービス提供分以降について介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していること等の要件を満たさない場合には、本補助金の対象とはならない。

○賃上げの報告・処遇改善計画書・実績報告書について

- Q34 令和4年2月分及び3月分のベースアップ等について、処遇改善計画書にどのように記入すればよいか。
- A34 ベースアップ等に係る要件については、賃金改善実施期間全体で満たしていればよいため、令和4年2月分及び3月分に限った記載を求めることはしていない。

- ★ Q35 令和4年2月分の給与を令和4年4月以降に支払うとき、「介護職員処遇改善支援補助金計画書」の2④「補助金による賃金改善実施期間」に記入する開始月は、いつにすればよいのか。
- A35 補助金の交付対象期間に合わせ、「令和4年2月」を賃金改善実施期間の開始月とすればよい。
- Q36 処遇改善計画書の「介護職員等の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額並びに各介護サービス事業所等の独自の賃金改善額を含む額を記載するのか。
- A36 お見込の通り。
- ★ Q37 計画書別紙様式2-2の「一月あたりの介護報酬総単位数」の算出はどのように行うのか。
- A37 前年1月から12月までの1年間の介護報酬総単位数（処遇改善加算及び特定加算を含む、各種加算減算を含む。）を12で除したもの（12か月に満たない場合は、一月あたりの標準的な単位数として見込まれるもの）を記載すればよい。
- ★ Q38 事業計画書の提出期限は令和4年4月15日、実績報告書の提出期限は令和5年1月31日となっているが、それぞれの提出開始時期はいつ頃を想定しているのか。
- A38 提出開始時期については、決定次第、対象事業所に周知することとしている。
- Q39 前年度の介護職員等の賃金の総額は、前年度から事業所の介護職員等が入れ替わりや増員等があった場合、どのように考えればよいか。
- A39 2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和2年3月30日）問4 **添付2** 及び 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和3年3月19日）問22 **添付2** を参照されたい。
- Q40 賃金改善開始月に、都道府県に対して賃金改善開始の報告様式を提出するのはなぜか。
- A40 当該報告については、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を行っていることを担保するため、令和4年4月15日までの提出としている処遇改善計画書に先立って提出いただくこととしている。
- そのため、原則として令和4年2月末日までの報告を求めているが、
- ・ 令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年3月末日までの報告とすること
 - ・ また、やむを得ない事情により、令和4年2月分から賃金改善を行っているにもかかわらず未報告であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告を行うこととする。

○都道府県の事務等について

- Q41 事業者から本補助金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方はどうか。
- A41 本補助金は、全額を介護職員等の賃金に充てることを支給の要件としている補助金であり、債権譲渡することは適当ではない。このため、債権譲渡等により、国保連合会に登録されている口座に本補助金を振り込むことが適当でない事業所に対する本補助金の支払いについては、都道府県にて対応することとなる。
(本日現在、具体的な内容は示されていない。)
- Q42 国保連合会との交付対象事業所リストの連携について、決まった方法があるか。
- A42 交付対象事業所リストの連携方法等については、各都道府県において国保連合会と調整する。
- Q43 月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、補助金の支払・返還をどのようにすべきか。
- A43 月遅れ請求等の対応については、実施要綱において「当該請求に係る補助額の支給を最大2か月間対応することとする」としているところ。
また、月遅れ請求等により、
- ・ 事後的に報酬が増額した場合
 - ・ 事後的に報酬が減額したが、当月の総報酬がプラスである場合
- については、補助金額の調整は国保連合会において対応がされる。
なお、
- ・ 事後的に総報酬が減額し、当月の総報酬がマイナスとなった場合
- については、交付対象期間全体でみたときに補助金額が適正なものとなるよう、都道府県が個別に対応する。
- Q44 事業所に対する交付決定について、処遇改善計画書の「2①介護職員処遇改善支援補助金の見込額」の額に基づき交付決定を行うこととしてよいか。
- A44 お示しいただいた方法を想定しているが、都道府県と事業所との事務処理については、各都道府県の財政担当部局と調整の上、対応が必要。
なお、国保連合会から事業者を支払われる補助金額は、月ごとの確定した介護報酬に交付率を乗じたものであり、処遇改善計画書の「2①介護職員処遇改善支援補助金の見込額」そのものが支払われるものではない。
- Q45 市町村が指定権者である事業所についても、本補助金については都道府県が対応する必要があるか。
- A45 お見込の通り。
- Q46 国保連合会に委託を行うか否かについては、各都道府県の判断と解してよいか。
- A46 お見込の通り。

Q47 令和4年2月分から9月分までの補助金全額をまとめて6月に事業所に対して支払い、実績報告書提出後に精算する取扱いは可能か。

A47 毎月の介護報酬に基づいて補助金額が決まるため、補助金の支払いは毎月行うことが適当と考えられる。

Q48 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業については、都道府県で介護職員処遇改善加算の取得状況は把握していないが、どのように要件の確認を行えばよいか。

A48 介護職員処遇改善加算の取得状況は、国保連合会において確認が可能であり、地域密着型サービスについて、この観点からは市町村との連携を行う必要はない。また、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村が独自で介護職員処遇改善加算と同様の加算を設定している場合は、当該市町村と連携を行っていただく必要がある。

【令和4年2月28日追加分】

- Q 1 令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合、当該改善分をベースアップ等による賃金改善として取り扱うことは可能か。
- A 1 令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合においても、当該対応が、単に就業規則等の改定がなされていないことのみの違いであるなど、同年4月分以降に行うベースアップ等による賃金改善を見越した対応である場合には、2月分及び3月分の一時金による賃金改善のうち、同年4月分から9月分までの間のベースアップ等による賃金改善分に相当する額をベースアップ等による賃金改善分に含めることとして差し支えない。

<例>

4月以降のベースアップ等による賃金改善額の平均が各月7,000円であって、2月分及び3月分の一時金による賃金改善が18,000円である場合、ベースアップ等による賃金改善分に含めることが可能なのは、2か月分の14,000円(7,000円×2)までとなる。